

事前調査

- ・取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び規則の確認
- ・関係法令等の規則の確認（農地法、道路法、埋蔵文化財など）

事前協議

- ・事前協議書（様式第1の2号）の提出：正副2部
- ・関係各課との協議，調整→終了の目安はお伝えできません

標識の設置

- ・土地の埋立て等事業計画のお知らせ（様式第1号）の設置
→設置後直ちに市に連絡（説明会開催までに30日以上設置が必要）

説明会開催
まで

- ・周辺関係者※に対する説明会開催の周知（周知期間は十分な期間を見込む）
※：隣接地権者，水利権者，筆界から100メートル以内の居住者

説明会開催

- ・特定事業内容の説明（事前協議で市から了承を得た内容を説明）
→説明は事業主と事業施行者が行うこと

許可申請

- ・申請手数料（2万円）→事前協議終了通知から90日以内であること
- ・特定事業申請許可書（様式第4号）他添付書類一式：正副2部

許可

- ・許可の通知
- ・土地の埋立て等に関する標識（様式第20号）の設置

土砂等の搬入届

- ・土砂等搬入届（様式第12号），土砂等発生元証明書（様式第13号）
→市が土砂発生元を確認します
- ・検査試料採取調書（様式第14号），地質分析結果証明書（様式第15号）
→6月以内に発行されたものに限ります

土砂等の量の報告

- ・「特定事業状況報告書（様式第16号）」，「特定事業（一時たい積）状況報告書（様式第17号）」，「特定事業地質検査等報告書（様式第18号）」の提出
→搬入期間が6月を超える又は廃止，中止，完了したとき

土地所有者の義務

- ・特定事業区域の土地所有者は月に1回，特定事業の施工状況を自ら確認すること
→事業施行者に委任はできません
- ・確認した内容は「施工状況確認書（様式第23号）」にて，完了時に報告します

埋立て完了

- ・「特定事業完了届（様式第22号）」→完了後7日以内に提出
添付：竣工図，「特定事業状況報告書（様式第16号）」，「施工状況確認書（様式第23号）」

完了確認・地質検査

- ・土壌汚染の有無、許可内容に適合しているかの確認
- ・地質検査等の実施（市職員立会いのうえ実施）

地質検査報告書等の提出

- ・「特定事業地質検査等報告書（様式第18号）」
→検査に使用した土砂等の採取場所を記載した図面及び現場写真含む
- ・「検査試料採取調書（様式第14号）」，「地質分析結果証明書（様式第15号）」
- ・「排水水質測定結果証明書（様式第19号）」→必要な場合

終了

- ・条例17条第2項による通知
- ・事業完了後に造成工事等を予定している場合は通知を受け取るまで作業は行えませんのでご注意ください

問合わせ・連絡先

取手市役所 環境対策課 環境保全係

電話 0297 - 74 - 2141